○○株式会社
競業避止・秘密保持誓約取扱規程

制 定 日	○年○月○日
施 行 日	○年○月○日
改 訂 日	○年○月○日
決裁機関	○○○○
分　　類	○○○○
版	第○版

第１条（目的）

この規程は、〇〇株式会社（以下「会社」という。）の就業規則第〇条及び営業秘密等管理規程第〇条の規定に基づき、従業員から取得する競業避止及び秘密保持に関する誓約書の取扱いについて必要な事項を定め、会社の営業秘密その他の正当な利益を保護するとともに、従業員の職業選択の自由との均衡を図ることを目的とする。

第２条（定義）

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 秘密情報　第５条に定める情報をいう。

(2) 競業行為　会社の事業と競合する事業を自ら営み、競合する事業を営む者に雇用され、若しくは役員に就任し、又はその業務を受託することをいう。

(3) 誓約書　従業員が会社に対し、秘密保持義務及び競業避止義務を負うことを約する書面をいう。

(4) 退職後競業避止　退職後の一定期間、競業行為を行わない義務をいう。

第３条（適用範囲）

1　この規程は、会社の全ての従業員（正社員、パートタイマー、契約社員及び嘱託社員を含む。）に適用する。

2　派遣労働者及び業務委託先の従事者については、派遣元又は業務委託先との契約により、この規程に準じた秘密保持の措置を講ずる。

第４条（誓約書の取得時期）

1　会社は、次の各号に掲げる時期に、従業員から誓約書を取得する。

(1) 入社時　秘密保持及び在職中の競業禁止に関する誓約書

(2) 昇進時　〇〇（課長）以上の職位に昇進したとき、又は秘密情報を取り扱う部門の長に就任したときにおける秘密保持及び退職後競業避止に関する誓約書

(3) プロジェクト参加時　新製品の開発、重要な取引先との取引その他秘密情報を集中的に取り扱うプロジェクトに参加するときにおける当該プロジェクトに係る秘密保持に関する誓約書

(4) 退職時　秘密情報の返還、消去及び退職後の秘密保持並びに退職後競業避止に関する誓約書

2　退職後競業避止に関する誓約書は、秘密情報又は会社の重要な顧客関係に接する地位にある従業員に限り取得する。

3　従業員が誓約書の提出を拒んだときは、会社は、その理由を確認し、秘密情報を取り扱う業務への配置を見直すことができる。退職時の誓約書の提出を拒んだときであっても、在職中に取得した誓約書及び就業規則に基づく秘密保持義務は失われない。

第５条（秘密情報の範囲）

1　秘密情報は、会社が秘密として管理する次の各号に掲げる情報とし、媒体の種類を問わない。
(1) 製品、技術、製造方法、研究開発、設計、ノウハウに関する情報
(2) 顧客、取引先及びその担当者の名簿、取引条件、取引履歴、見積及び価格に関する情報
(3) 経営計画、財務、人事、営業戦略、マーケティングに関する情報
(4) 個人情報及び特定個人情報
(5) 会社が秘密である旨を表示し、又は秘密として指定した情報
(6) 取引先から秘密保持の義務を負って開示を受けた情報
(7) 前各号に掲げるもののほか、営業秘密等管理規程により秘密情報として管理する情報
2　次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まない。
(1) 開示を受けた時点で既に公知であった情報
(2) 開示を受けた後、従業員の責めによらず公知となった情報
(3) 従業員が会社に入社する前から正当に保有していた情報
(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わずに取得した情報
3　会社は、誓約書において秘密情報を特定するに当たり、従業員の職務に応じて具体的に特定するよう努める。

第 6 条（在職中の義務）
1　従業員は、在職中、秘密情報を会社の業務の目的以外に使用し、又は会社の許可なく第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならない。
2　従業員は、在職中、会社の許可なく競業行為を行ってはならない。副業・兼業に関する許可の手続は、副業・兼業規程の定めるところによる。
3　従業員は、在職中、会社の従業員に対し、競業行為を行う事業者への転職を勧誘してはならず、会社の顧客に対し、競業行為を行う事業者との取引を勧誘してはならない。

第 7 条（退職後の競業避止）
1　退職後競業避止に関する誓約書は、次の各号に掲げる事項を具体的に定める。
(1) 期間　退職の日から〇年間(原則として 1 年以内とし、2 年を超えないものとする。)
(2) 地域　会社が事業を行う地域のうち、当該従業員が担当した地域その他会社の正当な利益の保護に必要な範囲に限る。
(3) 職種及び行為　当該従業員が在職中に従事した業務と同種の業務であって、会社の秘密情報又は顧客関係を利用するおそれのあるものに限る。
(4) 対象となる競合事業者　可能な限り具体的に特定する。
2　会社は、退職する従業員の職務内容、地位、秘密情報への接触の程度及び顧客関係の重要性に応じて、前項各号の範囲を個別に定める。
3　退職後競業避止に関する誓約書は、退職時のほか、第 4 条第 1 項第 2 号の昇進時にも

取得することができる。

第 8 条（代償措置）

1　会社は、退職後競業避止の義務を負う従業員に対し、その対価として、次の各号に掲げる措置の全部又は一部を講ずる。

(1) 退職金規程に定める退職金に〇〇円又は基本給の〇か月分を加算して支給すること。

(2) 競業避止期間中、月額〇〇円の競業避止手当を支給すること。

(3) 在職中、秘密情報を取り扱う職位に対応する役職手当又は秘密管理手当を支給すること。

2　会社は、前項の措置の内容を誓約書に明記する。

3　従業員が退職後競業避止の義務に違反したときは、会社は、第 1 項の措置による支給を停止し、又は既に支給した額の返還を求めることができる。

第 9 条（合理的範囲の判断）

1　会社は、退職後競業避止の義務を定めるに当たり、次の各号に掲げる事項を総合して、その範囲が合理的であり、従業員の職業選択の自由を不当に制約しないことを確認しなければならない。

(1) 保護すべき会社の利益（営業秘密、顧客関係、独自のノウハウ等）が存在すること。

(2) 当該従業員が、その利益に接する地位にあったこと。

(3) 競業避止の期間、地域及び対象となる職種が、会社の利益の保護に必要な範囲に限定されていること。

(4) 前条の代償措置が講じられていること。

2　会社は、前項の確認の結果を記録し、必要と認めるときは、顧問弁護士の意見を求める。

〈編注：退職後の競業避止義務の有効性は、保護すべき使用者の利益、従業員の地位、地域的な限定、期間、禁止される行為の範囲及び代償措置の有無を総合して判断されている（フォセコ・ジャパン・リミティッド事件、奈良地裁昭和 45 年 10 月 23 日判決ほか）。一律に広範な制限を課した誓約書は無効と判断されるおそれがあるため、第 7 条から本条までのとおり、個別に範囲を定める設計としている。〉

第 10 条（違反時の措置）

1　従業員が誓約書又はこの規程に違反したときは、会社は、次の各号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることができる。

(1) 在職中の違反については、就業規則第〇条の懲戒の規定を適用すること。

(2) 退職金規程の定めるところにより、退職金の全部又は一部を支給せず、又は既に支給した退職金の全部若しくは一部の返還を求めること。

(3) 違反により会社が被った損害の賠償を請求すること。

(4) 違反行為の差止め及び秘密情報の返還又は廃棄を請求すること。

(5) 不正競争防止法その他の法令に基づく民事上又は刑事上の措置を講ずること。

2　前項第 2 号の退職金の不支給又は返還は、違反の態様が会社に対する顕著な背信性を有する場合に限り行う。

第 11 条（営業秘密等管理規程との関係）

1　秘密情報の指定、管理の方法、アクセス権限、持出しの制限及び廃棄については、営業秘密等管理規程の定めるところによる。

2　この規程と営業秘密等管理規程との間に抵触があるときは、秘密情報の管理に関しては営業秘密等管理規程を、誓約書の取扱いに関してはこの規程を優先して適用する。

第 12 条（誓約書の保管）

1　〇〇部は、取得した誓約書を、従業員ごとに区分し、施錠できる書庫又はアクセス制限を施した電子ファイルにより保管する。

2　誓約書の保管期間は、退職後競業避止の期間の満了後〇年間（最低 5 年間）とする。

3　従業員は、自己が提出した誓約書の写しの交付を求めることができる。

第 13 条（所管）

この規程の所管部門は〇〇部とし、運用上の疑義は〇〇部長が決定する。

第 14 条（規程の改廃）

この規程の改廃は、従業員代表の意見を聴いて、取締役会が行う。

（附則）

1　この規程は、〇年〇月〇日から施行する。

2　この規程は、〇年〇月〇日から改定施行する。

（改定条文：第〇条、第〇条、第〇条）

規程改訂履歴

制定年月日	版	名　　称	起案者	決裁者	行政庁提出 年月日
年　月　日					年　月　日

改訂履歴

改訂年月日	版	改訂箇所・内容・理由等	起案者	決裁者	行政庁提出 年月日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日